

西区農業委員会だより

第56号

令和3年
11月1日

新潟市西区農業委員会：〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 TEL 025-264-7811



「小学校収穫体験教室」が行われました。ダイコンを収穫したのは、坂井東小学校の3年生。自宅に持ち帰ったあと、どんな料理に使われるのでしょうか。楽しみです。

砂丘ダイコンの産地、内野、赤塚、四ツ郷屋地区は、12月まで収穫作業が続きます。プロの農家さんもがんばってください。

(10月7日 内野上新町にて)

違反転用、荒廃農地パトロールを実施



(7月15日 中野小屋地区)



(8月24日 四ツ郷屋地区)

西区農業委員会では、農地法に基づき区内全ての農地を対象に農地パトロールを実施し、農地利用状況調査を行っています。

7月は5日間にわたり、違反転用農地パトロールを実施しました。新たに違反転用を発見した場合は直ちに指導を行うほか、許可案件の履行状況の確認も合わせて実施。履行が確認できない場合は、所有者に対して指導を行います。

8月は耕作されていない農地を対象に6日間にわたり、荒廃農地パトロールを実施しました。パトロールは、JA、西蒲原土地改良区、農業共済組合、農地・水多面的機能支払交付金事業活動組織及び行政によるプロジェクトチームを組織し、のべ89名で荒廃状況の点検作業を行いました。

農業委員会では、農地は農地として利用されるよう「農地利用の最適化を図ること」「違反転用の早期発見と是正指導」「遊休農地の実態把握と発生防止」を最重要課題として捉えています。

北信越ブロック農業委員会女性委員研修会に参加して

農業委員 鈴木 淳子

10月6日に中央区で開催された北信越ブロック農業委員会女性委員研修会に参加しました。

この研修会は、昨年度、福井市で開催される予定でしたが、コロナウイルス感染症拡大の影響で一年延期をし、オンラインでの開催となったものです。

当日は北信越5県（福井・富山・石川・長野・新潟）の各会場から、女性農業委員・農地利用最適化委員が具体的な実践活動の報告や女性委員としての役割、



新潟会場の様子

と、取り組みについて活発な意見交換をしました。農業を取り巻く諸課題はどの地域にも共通していますが、女性が持つ視点から積極的に活動している報告が多く、参考になりました。

オンラインでの研修や会議はこれからも増えるでしょうが、来年はコロナが収束し、各県の委員が一堂に会して対面で開催できるよう期待しています。

トピックス

収穫の秋



笠木でコシヒカリの稲刈作業をしていた小出安夫さんとオペレーターの小出太一さん。安夫さんは新型のコンバインには乗らないで補助作業を担当します。補助者であっても次の作業工程とオペレーターが迅速に周回できるよう気配りが求められますが、そこは長年コンバインを操作していた熟練の経験が生かされます。もみをコンテナに移す作業でも「傍らで見守り」の光景がありました。この地区は、圃場整備により1ヘクタールの区画によみがえります。(9月16日)



四ツ郷屋で西区特産「いもジェンヌ」を収穫していた木山地区の齋田剛さん、理加さん夫妻。自走式の機械で掘り起こした後、土を慎重に払いながら、つるごとベルトコンベアに。イモの形を見ながらコンテナに収納する作業です。傷をつけたら品質が落ちるので慎重に。夫婦そろいのアルミ製の帽子で炎天下を乗り切っていました。(9月16日)

農業委員会が行う農業経営基盤強化促進法による農地の売買・交換について

【法律の概要】

農業経営基盤強化促進法は、意欲ある農業者への農用地の利用集積と経営の合理化を促進するための法律です。

- 売買・交換の所有権移転登記は、農業委員会事務局が行います（嘱託登記）。
- 売買・交換の場合、農業振興区域内の農用地の移転について税金の優遇措置（譲渡所得の800万円の特別控除）が受けられます。

【農地の売買・交換の要件】

- 対象となる農地は、新潟市内の農業振興地域内の農用地など（市街化区域を除く）。
- 自分の農地と借りる農地のすべてについて、自ら耕作を行うこと。また取得した農地を荒らしたり、他人に利用させたりしないこと。

【要件】

		農業経営基盤強化促進法
対象となる土地	地域・種類	新潟市内の農業振興地域内の農用地など（市街化区域を除く）
	面積等	1筆の面積が概ね10a (所有地との連坦による特例：所有地+対象農地=8a以上)
譲受人	取得後の経営規模	260a
売買・交換に伴う優遇措置	所有権移転登記	事務局が行う（嘱託登記）
	譲渡所得の特別控除	譲渡所得＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用） －800万円
	不動産取得税の軽減	税額＝固定資産課税台帳価格 ×2/3×3.0%
	登録免許税率の軽減	税額＝固定資産課税台帳価格 ×1%

【必要書類】

- ・ 申出書、土地全部事項証明（土地謄本）

農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も課税対象です。

償却資産の所有者は、その資産がある市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務付けられています。

該当する資産がある場合は、毎年1月末日までに申告をお願いします。

◆農業で償却資産となる主な例

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量器、保冷庫、パソコン など

◆申告対象外（例）

農舎、トラック、最高速度が35Km/h未満のトラクター、自己所有のトラクターアタッチメント など

問い合わせ・申告先

新潟市資産税課

中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

☎ 025-226-2277（直通）

✉ shisanzei.to@city.niigata.lg.jp



利用状況調査、意向調査を実施しています

西区内の遊休農地について、再生可能な農地と再生困難な農地に分類した上で、土地所有者に農地の利用意向を調査するものです。

回答が得られない所有者には農地利用最適化推進委員などが直接訪問し意向を確認することと定められています。ご協力をお願いします。